

令和 7 年度

災害防除事業

市道二月田線災害防除工事

仕 様 書

事業主体 広島県庄原市

施工箇所 庄原市総領町黒目

工 事 概 要							
工 事 名	市道二月田線災害防除工事						
施 工 箇 所	庄原市総領町黒目						
工 事 概 要	費目工種	工 種	種 別 ・ 細 別	数 量		単位	摘 要
	災害防除	法面保護工	簡易吹付法枠(ソイルクリート工) 【ダイザタイプ□1500×1500】 枠内吹付 (モルタル吹付t=8 c m)	当初	変更		
				113		m2	
				61		m2	

令和 7 年度

市道二月田線災害防除工事

庄原市総領町黒目

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積算情報

工事名	市道二月田線災害防除工事		
執行年度	令和 7 年度	諸経費区分	公共 令和06年度
工種区分	道路改良工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 7年 7月 1日付 公共	単価地区	52:庄原市(旧総領町)
機損適用年月日	令和 6年度 公共・林道	歩掛適用年月日	令和 6年 8月 公共(令和6年11月一部改定)

補正情報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 一般交通影響有り(2)-2 現場管理費 一般交通影響有り(2)-2 現場環境改善費 ... 大都市・市街地以外
現場環境改善費	計上する
冬期補正	冬期補正無 (0.00 %)
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	3 5 %を超え 4 0 %以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
道路改良工事01						
道路改良	1	式			Lv1	
道路土工	1	式			Lv2	処:
掘削工	1	式			Lv3	処:
掘削	1	式			Lv4	
掘削 小規模 土砂 標準以外	5	m3			P 1 号	
法面整形工	1	式			Lv3	
法面清掃(切土部)	1	式			Lv4	
法面整形 切土部 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 現場制約有り	140	m2			P 2 号	
残土処理工	1	式			Lv3	処:
土砂等運搬	1	式			Lv4	
土砂等運搬 小規模 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂 19.0km以下 DID区間無 タイヤ損耗費(良好)含む	5	m3			P 3 号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
残土等処分	1	式			Lv4	処:
建設発生土受入費 砂・砂質土・礫質土 (株)角栄組第3建設残土処分場 受入地 庄原市春田町	5	m3				処:
法面工	1	式			Lv2	
法枠工	1	式			Lv3	
吹付枠	1	式			Lv4	
簡易吹付法枠工 (ダイザタイプ1500×1500) ラス張・組立枠、アンカー、枠シート含む	113	m2			明 4 号	
モルタル吹付工 枠内吹付有 厚8cm 施工規模100m2未満 時間制約無	61	m2			施 5 号	
撤去工	1	式			Lv3	
ガードレール撤去	1	式			Lv4	
防護柵(ガードレール)撤去工 土中建込 Gr-A, B, C-4E 時間制約無 夜間作業無	36	m			施 6 号	
現場発生品及び支給品運搬 クレーン装置付4-4.5t級 吊能力2.9t DID区間無 運搬距離24.0km以下	0.4	t			P 7 号	
直接工事費計						

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費計						
	1	式				
共通仮設費(積上げ)						
	1	式				
準備費						
	1	式				処:
伐採						
	140	m2			施 8 号	
伐採木・根・竹処分費 枝葉						
見積	2	t				処:
伐採木・根・竹運搬費 5km以上～10km未満						
見積	2	t				
共通仮設費(率化)						
	1	式				
共通仮設費率分						
	1	式				一般交通影響有り(2)-2
現場環境改善費率分						
	1	式				大都市・市街地以外
純工事費						
	1	式				
現場管理費						
	1	式				一般交通影響有り(2)-2
工事原価						
	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要とする
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

市道二月田線災害防除工事

【 第 1 号 施工パッケージ 】								1	m3 当り
掘削 小規模 土砂 標準以外									
名 称 ・ 規 格	金額構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【機械】			20.80						
小型バックホウ(クローラ) [標準・排対:2次] 標準バケット 山積0.13m3[平積0.10m3]			20.80						
【労務】			71.28						
運転手 (特殊)			71.28						
【材料】			7.92						
軽油 パトロール給油, 2～4KL積載車給油			7.92						
【端数調整】									
[条件] [J1] = 1 土質 土砂 [J6] = 8 施工数量 標準以外			[J2] = 5	施工方法 上記以外(小規模)					

市道二月田線災害防除工事

【 第 2 号 施工パッケージ 】							
法面整形 切土部 ㄱ質土、砂及び砂質土、粘性土 (,現場制約有り)				1 m2 当り			
名 称 ・ 規 格	金額構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【労務】			100.00				
普通作業員			87.46				
土木一般世話役			12.54				
【端数調整】							
[条件]							
[J1] = 2 整形箇所 切土部			[J3] = 1	現場制約の有無	現場制約有り		
[J4] = 1 土質 ㄱ質土、砂及び砂質土、粘性土			[J5] = 1	費用の内訳	全ての費用		

市道二月田線災害防除工事

【 第 3 号 施工パッケージ 】							
土砂等運搬 小規模 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂 (19.0km以下 DID区間無 , タイヤ損耗費(良好)含む)						1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			24.45				
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 4t積級			24.45				
【労務】			63.42				
運転手 (一般)			63.42				
【材料】			12.13				
軽油 パトロール給油, 2～4KL積載車給油			12.13				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 2 土砂等発生現場 小規模			[J2] = 5	積込機種・規格 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3)			
[J3] = 1 土質 土砂(岩塊・玉石混り土含む)			[J4] = 1	DID区間の有無 DID区間無			
[JD] = 12 運搬距離 19.0km以下							

市道二月田線災害防除工事

【 第 4 号 明細書 】

簡易吹付法枠工（ダイザタイプ1500×1500） ラス張・組立枠、アンカー、枠シート含む

1 m2 当り

[illegible]

市道二月田線災害防除工事

【 第 5 号 施工単価表 】						
モルタル吹付工 枠内吹付有 厚8cm 施工規模100m2未満 (時間制約無 ,)						
1 m2 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
法面工 モルタル吹付工 厚8cm 【材工共】	1	m2				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 4 吹付厚 厚8cm		[B] = 5 施工規模 施工規模100m2未満				
[C] = 1 時間制約 時間制約無		[F] = 2 枠内吹付区分 枠内吹付有				

市道二月田線災害防除工事

【 第 6 号 施工単価表 】						
防護柵(ガードレール)撤去工 土中建込 Gr-A, B, C-4E						
(時間制約無 夜間作業無 ,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
防護柵設置工(ガードレール) 標準型・撤去 土中建込 A, B, C(支柱間隔4m)	1	m				
【手間のみ】						
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 2 施工区分 土中建込 Gr-A, B, C-4E		[B] = 1	時間制約 時間制約無			
[C] = 1 夜間作業 夜間作業無						

市道二月田線災害防除工事

【 第 7 号 施工パッケージ 】							
現場発生品及び支給品運搬 クレーン装置付4-4.5t級 吊能力2.9t (DID区間無 , 運搬距離24.0km以下)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			17.08				
トラック[クレーン装置付] ベーストラック4～4.5t積 吊能力2.9t			17.08				
【労務】			79.03				
運転手 (特殊)			40.25				
特殊作業員			38.78				
【材料】			3.89				
軽油 パトロール給油, 2～4KL積載車給油			3.89				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 2 トラック機種 クレーン装置付4-4.5t級 吊能力2.9t			[J4] = 1	DID区間の有無 DID区間無			
[J5] = 9 片道運搬距離(km) 24.0km以下							

市道二月田線災害防除工事

【 第 8 号 施工単価表 】							1,000 m2 当り
伐採							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
土木一般世話役		人					
特殊作業員		人					
普通作業員		人					
チェーンソー運転		日					
諸 雑 費 (丸め)		式					
計	1						
単位当たり							

特記仕様書

第 1 章 総 則 第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、市道 二月田線災害防除工事 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
 - ※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第 2 節 適用除外

- 本工事では、土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。
- ・ 1-1-1-27, 1-1-2-20 週休二日の対応
 - ・ 1-1-2-14 施工管理 1. 標示板の設置
 - ・ 1-1-3-7 契約後 V E 工事
 - ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
 - ・ 3-1-1-7 工事完成図書の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第 3 節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等			特記仕様書第 1 章総則で読みかえる用語等
1-1-1-2 用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2 用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2 用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則（平成17年3月31日規則第47号）
1-1-2-2 用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2 用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5 工事の下請負	1. 下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5 工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5 工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5 工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第 4 節

現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負代金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を申請することができる。
ただし、令和7年4月3日付「災害復旧工事における特例措置」の期間にあつては、兼務制限の件数から災害復旧工事を除くこととする。
 - （1） 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること
 - （2） 兼務する工事件数が本件工事を含め3件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること
 - （3） 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - （4） 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 2 受注者は、前項に掲げるほか、密接に係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められたものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - （1） 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること
 - （2） 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること
 - （3） 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務の承認を取消すものとする。
 - （1） 兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - （2） 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき
 - （3） その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 5 節

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置要件の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」によらず、次のとおり取り扱う。
一般土木工事（建築一式工事以外）の契約約款第10条第1項第2号の規定により配置する主任技術者又は監理技術者は次によるものとする。
 - （1） 下請契約金額の総額が 5,000万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合は、監理技術者を配置する。
 - （2） 請負代金額 4,500万円以上の場合、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について技術者を専任配置する。
 - （3） 請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者につい

- て配置する技術者が、兼務する工事件数（請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満）は、この工事を含めて3件までとする。
- (4) 請負金額が 4,500万円以上 1億円未満の工事で建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、主任技術者が兼務できる工事件数は、この工事を含めて2件以内とする。
- 2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の誓約書の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「6. 誓約書」によらず、次のとおり取り扱う。
- 「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」には、次の各号に定める誓約書を添付しなければならない。
- (1) 請負代金額が 4,500万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合
配置する主任技術者又は監理技術者について、他の工事の主任技術者又は監理技術者として配置していない旨の誓約書。
- (2) 請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合
配置する主任技術者又は監理技術者について、次の〔1〕又は〔2〕に掲げる主任技術者又は監理技術者若しくは現場代理人として現在3件（本件工事は含まない。）以上の工事に配置していない旨の誓約書。
- 〔1〕 500万円以上 4,500万円未満（建築一式工事については、1,500万円以上 9,000万円未満）の建設工事の主任技術者又は監理技術者
- 〔2〕 災害復旧工事以外の工事の現場代理人

第 6 節 情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 1-1-1-25 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第 7 節 工事現場の現場環境改善費

本工事は、現場環境改善及び地域連携に資する経費に関して、設計計上を行っており、実施については土木工事共通仕様書1-1-3-10工事現場の環境改善等に従うこと。

第 8 節 工事関係書類の事前協議

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和2年11月 広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第 9 節 遠隔地からの労働者を確保する場合の積算方法

- 1 「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準書等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。
- 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費（宿泊費、借上げ費については労働者確保に係るものに限る。）
- 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- 2 受注者は、遠隔地から労働者を確保する場合、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書を作成し、監督職員に提出する。
- 3 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準書等に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。
 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- 7 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 8 本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。
 (1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者送迎費、宿泊費、借上げ費）の割合： 12.82%
 (2) 現場管理費に占める実績変更対象費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合： 1.59%

第 10 節

法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第 11 節

建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画
 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。
- 2 計画の掲示及び公表
 受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
- 3 実施書の提出
 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
 - イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

1 0 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

1 1 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

1 2 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。

1 3 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する 9 (1) ～ (5) に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

(1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合

(2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合

(3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード

(4) 9 の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第 2 章 施工条件

第 1 節 建設副産物

1 建設発生土〔搬出〕（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積））（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 (株)角栄組 第3建設発生土処分場 庄原市春田町字永面田46-1

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第 3 章 その他

1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

2 事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。

3 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

災害防除事業

【市道 二月田線】

数量計算書

[illegible][illegible]

計 算 書

測点	距離	掘削		
		C(SE)	平均	立積
N0.0		0.3		
+2.5	2.5	0.4	0.35	0.9
+7.0	4.5	0.4	0.40	1.8
+12.0	5.0	0.3	0.35	1.8
	m			m3
計	12.0			4.5

計 算 書

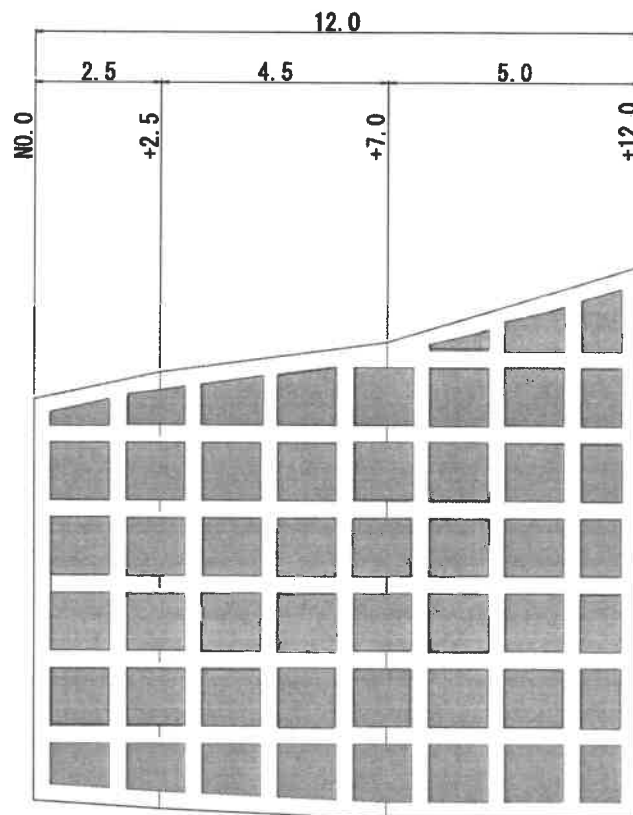
測点	距離	法面整形工		
		SL	平均	平積
NO.0		10.0		
+2.5	2.5	11.1	10.55	26.4
+7.0	4.5	11.3	11.20	50.4
+12.0	5.0	12.0	11.65	58.3
	m			m ²
計	12.0			135.1

法枠工

計 算 書

展 開 図

S=1:100



法枠面積 A= 113.2m²

法枠面積

A= 113.2 m²

枠内面積



(モルタル吹付 t=8cm)

A= 60.9 m²

計 算 書

[illegible]